

選挙・人事委員会・監査

選	挙	139			
人	事	委	員	会	145
監	査	148			

選 挙

1 選挙管理委員会

市区それぞれ4人の選挙管理委員をもって組織する。

選挙事務の管理、執行及び選挙人名簿並びに在外選挙人名簿の調製・保管。

選挙管理委員会の開催状況

(H25年度、単位：回)

市	緑 区	中央区	南 区
13	19	18	17

2 常時啓発事業

(1) 明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るい選挙の推進を目的に、市内の小・中・高校生を対象に選挙啓発ポスター作品を募集し、入選作品は広く選挙啓発に活用する。

平成25年度公募実績

	応募総数		入 選 作 品			
			最優秀賞	優 秀 賞	佳 作	計
小学校の部	16校	30点	1点	2点	7点	10点
中学校の部	8校	424点	1点	2点	7点	10点
高校の部	3校	29点	1点	2点	6点	9点
計	27校	483点	3点	6点	20点	29点

(2) 啓発物品の配布

啓発物品を購入し、明るい選挙推進協議会の協力を得て、地区ふるさとまつり等で配布し、明るい選挙の啓発を図る。

(3) 新成人への啓発

選挙への関心を高めることを目的に、毎月新成人へ投票参加を呼びかけるバースデーカードを送付する。また、バースデーカードとあわせて、選挙事務従事者募集の案内を送付し、応募のあった新成人を選挙事務非常勤職員として登録し、選挙事務に従事してもらうことで啓発を行う。

バースデーカード発送件数及び選挙事務非常勤職員応募者数実績

	実 績		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
発送件数	7,174件	7,277件	7,315件
応募者数	235人	301人	—

(4) 選挙物品貸出し（生徒会本部役員選挙等）

若者向けの啓発として、市内小・中学校、高校の生徒会役員選挙などを対象に、投票箱や投票用記載台の貸出しを行い、本来の選挙に近い形で生徒会選挙を体験してもらう。

平成25年度貸出し実績

貸出件数	投票箱	投票用記載台	候補者用たすき
21件	113箱	104台	16本

3 農業委員会委員選挙

農業委員会の委員には、選挙による委員30人(第1選挙区14人、第2選挙区9人、第3選挙区7人)と選任による委員6人があり、選挙には公職選挙法が準用されている。選挙による委員の任期は3年で、平成25年3月10日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

(1) 選挙権および被選挙権

- ア その選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有するものであること。
- イ 年齢が満20歳以上のものであること。
- ウ 次の要件に該当する者
 - (ア) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
 - (イ) (ア)の同居の親族又はその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する者
 - (ウ) (ア)の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法2条第3項)の組合員、社員又は株主であって、年間おおむね60日以上耕作の業務に従事する者

(2) 選挙人名簿登録者数

相模原市農業委員会7,094人(第1選挙区3,403人、第2選挙区2,001人、第3選挙区1,690人)
(平成26年3月31日現在)

4 川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙

各財産区議会の議員の定数は、川尻財産区議会(8人)、中沢財産区議会(7人)で、公職選挙法の町村議会の議員の選挙に関する規定が適用される。

議員の任期は4年間で、平成23年7月3日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

選挙権及び被選挙権

その財産区の区域内に住所を有する者で、市議会議員の選挙権(被選挙権)を有するものであること。

5 裁判員候補者予定者選定

裁判員制度とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官により、被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑について決定する。

(1) 裁判員候補者予定者の選定

平成26年相模原市の候補者予定者割り当て数941人

(2) 裁判員の選定

地方裁判所は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された候補者予定者の中から、事件ごとに裁判員及び補充裁判員を、面接を行った後、くじで選定する。

6 検察審査員候補者予定者選定

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかった(不起訴処分)の当否を審査し、また、検察事務の改善について建議、勧告することを主な仕事としている。

(1) 検察審査員候補者予定者の選定

平成26年相模原市の候補者予定者割り当て数 ※()内は横浜第1～第3検察審査会の内訳数

	第1群	第2群	第3群	第4群	合計
緑 区	6人(2人, 2人, 2人)	9人(3人, 3人, 3人)	9人(3人, 3人, 3人)	6人(2人, 2人, 2人)	30人(10人, 10人, 10人)
中央区	12人(4人, 4人, 4人)	9人(3人, 3人, 3人)	9人(3人, 3人, 3人)	12人(4人, 4人, 4人)	42人(14人, 14人, 14人)
南 区	9人(3人, 3人, 3人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	45人(15人, 15人, 15人)
計	27人(9人, 9人, 9人)	30人(10人, 10人, 10人)	30人(10人, 10人, 10人)	30人(10人, 10人, 10人)	117人(39人, 39人, 39人)

(2) 検察審査員の選定

検察審査会は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された各群の候補者予定者の中から検察審査員及び補充員をくじで選定する。検察審査員及び補充員の任期は6か月。

7 相模川左岸土地改良区総代選挙

(1) 相模川左岸土地改良区の概要

相模川左岸水田643.0ヘクタール（本市58.3ヘクタール）用水路の維持管理。主体施設は県有財産。

- ・ 設立認可年月日 昭和27年7月28日
- ・ 総代の定数と任期 42人(任期満了 平成28年10月8日)、任期は4年で、平成24年10月2日に任期満了に伴う選挙が執行されたが無投票であった。
- ・ 組合員数 2,693人（平成26年4月1日現在）
- ・ 事業区域 相模原市・座間市・海老名市・寒川町・藤沢市・茅ヶ崎市
- ・ 事務所の所在地 海老名市中新田3-35-1

(2) 選挙の概要（土地改良法施行令）

- ・ 選挙事務の管理 神奈川県選挙管理委員会 令5条
- ・ 選挙の時期 任期満了の日前30日以内 令6条
- ・ 選挙人名簿 当該土地改良区が調製した選挙人名簿又は抄本により行う 令7条
- ・ 投票区 1選挙区・6投票区 令15条

投票区	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	第 5 区	第 6 区
区 域	相模原市	座間市	海老名市	寒川町	藤沢市	茅ヶ崎市

8 相模原市明るい選挙推進協議会

(1) 目的

この会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるよう適切な方策を協議し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的にこの運動を推進することを目的とする。

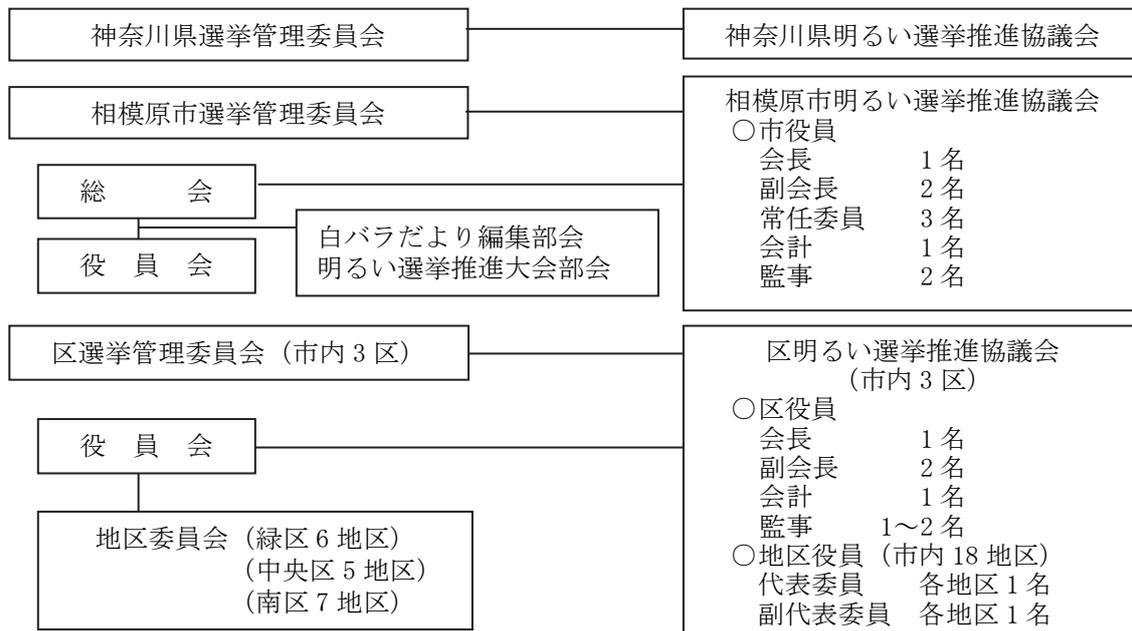
(2) 組織

- ・ 市内18地区（緑区 6地区、中央区 5地区、南区 7地区）
- ・ 地区には、明るい選挙の啓発活動を行う者として、会長が委嘱した「明るい選挙推進協議会委員」を置く。

(3) 実施事業

財 源	委託金	1,176千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白バラだよりの発行 ・ 白バラ講座の開催 ・ 明るい選挙推進大会の開催 ・ 街頭啓発 研修会 その他
	補助金	400千円	
	繰越金・預金利子	230千円	
	合計	1,806千円	

(4) 明るい選挙推進体系



9 主要選挙の執行状況

選挙種別	任期	執行年月日		当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	定数 (人)	立候補者 数
衆議院議員 (小選挙区)	4年	24. 12. 16	緑区	141,418	83,568	59.09	(第14区)1 (第16区)1	6
			中央区	211,377	122,394	57.90		4
			南区	221,738	134,608	60.71		
			計	574,533	340,570	59.28		
参議院議員 (選挙区)	6年 (3年ごと 半数改選)	25. 7. 21	緑区	141,581	75,114	53.05	4	11
			中央区	212,176	109,575	51.64		
			南区	223,026	122,665	55.00		
			計	576,783	307,354	53.29		
県知事	4年	23. 4. 10	緑区	139,292	73,778	52.97	1	4
			中央区	208,217	104,128	50.01		
			南区	218,088	107,203	49.16		
			計	565,597	285,109	50.41		
県議会議員	4年	23. 4. 10	緑区	139,292	73,743	52.94	2 3 3 8	3 4 6 13
			中央区	208,217	104,140	50.02		
			南区	218,088	107,188	49.15		
			計	565,597	285,071	50.40		
市長	4年	23. 4. 10	緑区	138,985	73,782	53.09	1	3
			中央区	207,520	104,148	50.19		
			南区	216,959	107,183	49.40		
			計	563,464	285,113	50.60		
市議会議員	4年	23. 4. 10	緑区	138,985	73,753	53.07	12 18 19 49	24 23 29 76
			中央区	207,520	104,136	50.18		
			南区	216,959	107,168	49.40		
			計	563,464	285,057	50.59		

10 投票区別選挙人名簿登録者数

平成26年6月2日(定時登録)

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	1	市立宮上児童館	7,565	緑区	20	中沢自治会館	782
	2	市立宮上小学校屋内運動場	3,826		21	小倉自治会館	535
	3	市立旭小学校屋内運動場	9,329		22	葉山島センター	296
	4	市立橋本こどもセンター	6,230		23	若葉台会館	2,140
	5	市立橋本小学校屋内運動場	8,827		24	市立三井地域センター閲覧室	768
	6	市立当麻田小学校屋内運動場	5,080		25	名手自治会館	148
	7	市立相原公民館大会議室	5,276		26	市立小網地域センター集会室	2,676
	8	二本松集会所	4,222		27	津久井保健センター2階集団指導室	1,915
	9	市立二本松こどもセンター	6,977		28	津久井郷土資料室	2,189
	10	上九沢集会所	5,122		29	市立尾崎峯堂記念館多目的ホール	1,803
	11	市立大沢公民館大会議室	8,079		30	市立津久井中央地域センター会合室	2,420
	12	常盤自治会館	5,247		31	市立西青山地域センター和室	408
	13	市立作の口小学校屋内運動場	2,482		32	市立串川地域センター多目的ホール	1,997
	14	市立九沢小学校屋内運動場	5,238		33	市立串川中学校屋内運動場	2,180
	15	谷ヶ原自治会館	1,813		34	市立串川ひがし地域センター多目的室	2,913
	16	市立城山公民館大会議室	4,050		35	市立鳥屋地域センター講堂	1,610
	17	原宿自治会館	5,019		36	嵐自治会館	866
	18	町屋自治会館	3,971		37	長野会館	632
	19	城北センター	776		38	荒丸会館	88

緑区	39	市立青根小学校屋内運動場	501	中央区	25	市立大野北小学校屋内運動場	7,110		
	40	音久和自治会集会所	55		26	市立淵野辺東小学校屋内運動場	6,969		
	41	市立桂北公民館コミュニティーホール	2,010		27	市立嶽之内児童館	4,387		
	42	小原集会所	405		28	市立大野北公民館大会議室	6,133		
	43	市立千木良公民館	1,633		29	市立共和小学校屋内運動場	5,497		
	44	市立内郷小学校屋内運動場	3,456		30	市立田名北小学校屋内運動場	9,274		
	45	シュタイナー学園吉野校舎屋内運動場	1,000		31	市立田名公民館大会議室	5,844		
	46	市立藤野中央公民館交流スペース	901		32	塩田自治会館	5,835		
	47	旧小淵小学校第1学年教室	739		33	田名幼稚園	2,854		
	48	市立沢井公民館	551		34	市立上溝公民館大会議室	7,434		
	49	篠原の里センター保育室	173		35	市立上溝南小学校屋内運動場	8,864		
	50	市立藤野農村環境改善センター和室会議室	686		36	県立上溝高等学校武道場	5,717		
	51	市立牧郷体育館	462		37	市立四ツ谷児童館	4,808		
	52	旧菅井小学校多目的室	175		南区	1	市立大野台公民館大会議室	8,236	
	53	市立藤野小学校屋内運動場	1,500			2	市立大野台小学校屋内運動場	6,597	
	54	シュタイナー学園名倉校舎屋内運動場	945			3	古淵保育園ホール	7,137	
	55	市立藤野北小学校 PC ルーム	254			4	市立大野中公民館大会議室	4,884	
	56	市立佐野川公民館集会室	503			5	グリーンハイツ集会所	3,796	
	中央区	1	市立横山公民館大会議室			6,003	6	うのもり幼稚園年少児保育室	3,621
		2	横山あじさいハイツ集会所			4,572	7	相模ひまわり幼稚園ホール	5,871
3		市立星が丘公民館大会議室	7,290	8		市立大沼公民館大会議室	6,801		
4		千代田保育園	4,717	9		市立若松小学校屋内運動場	3,857		
5		市立並木小学校屋内運動場	3,273	10		ロビーシティ相模大野五番街集会所	6,299		
6		市立陽光台保育園ホール	7,155	11		市立谷口台小学校屋内運動場	6,491		
7		県営上溝団地集会所	3,425	12		ひよこ第3保育園そら、やま組保育室	3,803		
8		市立緑が丘中学校屋内運動場	4,720	13		市立大野南公民館大会議室1	3,921		
9		市立青葉児童館	4,458	14		南保健福祉センター健康増進室	5,101		
10		市立弥栄児童館	5,543	15		市立鹿島台小学校屋内運動場	7,073		
11		市立中央公民館大会議室	8,172	16		市立谷口児童館	7,288		
12		相模原市役所本庁舎本館1階ロビー	9,679	17		市立南新町児童館	8,162		
13		相模保育園たんぼぼ、つき組保育室	5,536	18		若葉、きずき自治会館	4,503		
14		相模栄光幼稚園ホール	3,553	19		市立鶴園中和田こどもセンター	6,863		
15		市立清新公民館大会議室	6,448	20		市立上鶴間小学校屋内運動場	5,018		
16		南橋本自治会館	5,161	21		市立くぬぎ台小学校特別活動室	3,600		
17		市立相模原保育園しろ、みどり組保育室	8,034	22		市立東林間児童館	6,546		
18		市立小山中学校武道場	3,869	23		市立東林公民館ホール	5,301		
19		市立小山公民館大会議室	5,158	24		市立東林小学校図工室	3,630		
20		市立こぼと児童館	7,894	25		市立東林保育園プレイルーム	4,366		
21		市立下九沢児童館	2,802	26		コンフォールさがみ南集会所	5,953		
22		県営上矢部団地集会所	3,446	27		市立麻溝公民館大会議室	5,953		
23		上矢部こども会館	4,893	28		市立麻溝小学校屋内運動場	7,140		
24		市立淵野辺小学校屋内運動場	7,520	29		市立新磯公民館大会議室	3,546		

南区	30	市立新磯小学校屋内運動場	7,236
	31	県立麻溝台高等学校被服室	1,585
	32	市立麻溝台保育園しろ組保育室	5,542
	33	市立桜台小学校屋内運動場	4,634
	34	相模台団地集会所	5,233
	35	みよし自治会館	3,781
	36	市立相模台小学校屋内運動場	3,190

南区	37	市立相模台公民館大会議室	4,819
	38	鶴ヶ丘団地集会所	9,409
	39	市立相武台保育園しろ、き組保育室	3,609
	40	市立相武台小学校屋内運動場	3,470
	41	相武台グリーンパーク集会所	3,833
	42	市立相武台公民館大会議室	6,223

	緑 区	中央区	南 区	合 計
選挙人名簿登録者数	141,444	214,047	223,921	579,412
在外選挙人名簿登録者数	110	182	437	729

人 事 委 員 会

1 委員会の構成、会議の開催状況等

相模原市人事委員会は、中立的かつ専門的な立場で、職員に関する人事行政を適正に行うことを目的として、平成 22 年 1 月 14 日に設置された行政機関で、3 人の委員(非常勤特別職)をもって構成されている。

本市人事委員会の会議は、「定例会」及び「臨時会」に区分し、定例会は、毎月 2 回開催することを例としている。また、議事事項は、「議案」及び「報告」に区分している。

(1) 人事委員会の開催状況 (平成 25 年度、単位：回)

定例会	臨時会	計
22	1	23

(2) 人事委員会の議事の内訳 (平成 25 年度、単位：件)

議案						報告
規則改正等	任用	給与	公平審査	その他	計	
21	20	2	4	4	51	56

2 任用関係業務

地方公務員法第 18 条第 1 項の規定により、競争試験又は選考は人事委員会が行う。同法の規定により本委員会の権限とされている一般職員の任用に関する事項について職員の任用に関する規則等を制定し、職員の採用、昇任等について競争試験及び選考を行う。

(1) 採用試験 (平成 25 年度、単位：人)

試験区分	申込者数	1 次試験受験者数	最終合格者数	最終倍率(倍)
行政(大卒程度)	1,391	968	95	10.2
社会福祉(大卒程度)	93	76	20	3.8
土木(大卒程度・6 月実施)	78	48	15	3.2
土木(大卒程度・12 月実施)	29	19	4	4.8
建築(大卒程度)	30	19	4	4.8
設備(大卒程度)	11	5	2	2.5
電気(大卒程度)	26	20	4	5.0
化学(大卒程度)	31	21	3	7.0
消防(大卒程度)	285	240	40	6.0
学校事務(大卒程度)	149	96	5	19.2
保健師	33	23	12	1.9
獣医師	6	4	3	1.3
薬剤師	17	9	3	3.0
管理栄養士	77	57	4	14.3
学校栄養士	10	6	1	6.0
理学療法士	8	7	1	7.0
作業療法士	2	2	1	2.0
保育士(6 月実施)	62	53	16	3.3
保育士(9 月実施)	117	93	22	4.2
行政(高卒程度)	65	56	5	11.2
消防(高卒程度)	57	44	8	5.5
学校事務(高卒程度)	11	9	1	9.0
調理作業員	128	116	4	29.0

(2) 採用選考

(平成 25 年度、単位：人)

選考区分	申込者数	1 次選考受験者数	最終合格者数	最終倍率(倍)
身体障害者を対象とする行政 (4 月実施)	14	12	4	3.0
身体障害者を対象とする行政 (9 月実施)	20	16	3	5.3

(3) 昇任選考

選考者数の内訳

(平成 25 年度、単位：人)

行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
9 級	8 級	7 級	8 級	7 級	4 級
5 人	10 人	22 人	0 人	2 人	0 人

3 給与及び勤務条件関係業務

(1) 職種別民間給与実態調査

4 月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び各都道府県市特別区人事委員会と共同して調査を行う。調査対象事業所は、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内民間事業所(H25 年度：194 事業所)であり、そのうち、層化無作為抽出法により抽出する事業所(H25 年度：95 事業所)について実地調査を行う。

(2) 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、その成果を議会及び市長に提出する。また、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与の精密な比較を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するとともに、給料額を増減することが適当と認めるときは、あわせて勧告を行う。

この給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

平成 25 年の給与等に関する報告

① 月例給 民間従業員の給与(388,042 円)が職員の給与(387,916 円)を 126 円(0.03%)上回っているが、本年の公民較差が極めて小さく、本年は月例給の改定は行わないことが適当
② 期末・勤勉手当 民間従業員の年間支給月数と職員の年間支給月数はおおむね均衡しており、改定は行わないことが適当
③ 人材の確保・育成等 ・ 人材の確保 (シティセールスの取組、職種や職員としての魅力を発信、意欲ある人材の確保) ・ 人材の育成 (若手職員の育成の充実、所属全体の連携、活力ある職場づくり) ・ 人材の活用 (一定分野の職務において長期間従事する職員のあり方・育成についての検討)
④ 勤務環境の整備 ・ 時間外勤務の縮減 (「時間外勤務時間を縮減していく」という職員意識を醸成) ・ 職員の健康保持 (職場のコミュニケーション活性化、計画的な年次休暇の取得、ワーク・ライフ・バランス) ・ ハラスメント対策 (コミュニケーションの充実、良好な人間関係の構築)
⑤ 公務員を巡る諸課題 ・ 公務員倫理の確保 (職員一人ひとりが倫理意識を高めながら、意欲的に公務に従事) ・ 高齢期の雇用問題 (就労環境の整備、人事管理、モチベーションの維持向上についての取組)

(3) 職員に関する条例案に対する議会への意見の申出

職員の給与や勤務条件等に関する条例の制定又は改廃に当たり、議会からの求めに対して意見を提出する。

意見提出年月日(平成25年度)	6月27日	8月26日	11月19日	2月19日	計
件数(件)	1	1	1	1	4

4 公平審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、審査及び判定を行うとともに、必要に応じて勧告等を行う。

平成25年度：1件

(2) 不利益処分に関する不服申立て

職員から、懲戒その他の不利益な処分について不服申立てがあった場合に、審査及び裁決を行うとともに、必要に応じて是正のための指示を行う。

平成25年度：0件

(3) 職員からの苦情相談

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合に、助言、指導、あっせん、その他の必要な措置を行う。

平成25年度：3件

5 職員団体等関係業務

(1) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請(又は、役員改選等に伴う登録事項の変更の届出)を受けた場合に、構成員や規約等を確認し、登録(又は、変更)を行う。

登録団体数(平成25年4月1日現在)：2団体

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている(地方公務員法第52条)ため、人事委員会では管理職員等の範囲を定める規則を制定して、その範囲を定めている。

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。

労働基準監督機関としての主な職権

労働基準法に基づくもの	① 解雇予告除外認定 ② 断続的な宿日直勤務の許可
労働安全衛生法に基づくもの	① 定期健康診断結果報告書の受理 ② 事故報告書の受理 ③ 労働者死傷病報告書の受理 ④ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書の受理

監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査委員

監査委員は、市長の指揮監督から職務上独立した機関であり、識見を有する者から選任された委員2人と議員から選任された委員2人の4人で構成されている。

監査委員は、毎年、監査計画を作成し、市の財務に関する事務の執行等について公正不偏の立場から監査を行っている。監査の結果は、その都度、公表している。

(2) 平成25年度の監査の実施状況

ア 定期監査

財務に関する事務の執行について適正性、効率性の観点から監査する。

監査実施日	H25. 5.28	7.2	7.5	10.30	11.26	11.29	12.26	H26. 3.3	3.27
監査対象機関	企画財政局企画部	秘書課	小・中学校	消防局及び消防署	会計課	中央区役所	健康福祉局健康福祉総務室、指導監査課及び保険高齢部	都市建設局土木部	環境経済局資源循環部
対象財務事務	平成24年度に執行した財務事務			平成25年度に執行した財務事務					

イ 随時監査

(ア) 事務監査

事務の執行について適法性、妥当性の観点だけでなく、経済性・効率性・有効性の観点から監査する。

年1回テーマを決めて実施している。

監査実施日	監査対象事務	対象年度
平成26年2月12日	街路樹について	平成25年度

(イ) 工事監査

工事に係る財務事務及び技術面の監査で、調査の一部を技術士法に定める法人又は技術士等専門的な知識を有する技術士を要する法人に委託し、実施する。

監査実施日	監査対象工事	対象年度
平成25年11月6日	(仮称) 上溝学校給食センター新築工事 (仮称) 上溝学校給食センター新築給排水衛生設備工事 (仮称) 上溝学校給食センター新築電気設備工事 (仮称) 上溝学校給食センター新築空気調和設備工事	平成24～25年度

(ウ) 財政援助団体等監査

市が財政的援助等を行っている団体に対して監査を実施するもので、監査対象によって次の区分に分類している。

a 出資団体監査

市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の当該出資金等に係る出納その他の事務の執行について監査する。

b 財政援助団体監査

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体の当該補助金等に係る出納その他の事務の執行について監査する。

c 公の施設の指定管理者監査

市が公の施設の管理を行わせている指定管理者の当該管理に係る出納その他の事務の執行について監査する。

監査実施日	監査対象機関等	対象事務
平成 25 年 10 月 30 日	公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター及び環境経済局経済部雇用政策課	平成 25 年度の出資、財政援助及び指定管理に係る公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターの出納その他の事務並びに市の出資に係る指導及び財政援助、指定管理に係る財務に関する事務
平成 26 年 1 月 29 日	相模原市立学校教職員互助会及び教育局学校教育部教職員課	平成 25 年度の財政援助に係る相模原市立学校教職員互助会の出納その他の事務及び市の財政援助に係る財務に関する事務

ウ 出納検査

会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係帳簿等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査する。

会計管理者所管会計分

検査日	H25. 4. 26	5. 28	7. 2	8. 2	8. 28	10. 2	10. 30	11. 26	12. 26	H26. 1. 29	3. 3	3. 27
検査実施対象	H24 年度 3 月分	H24、25 年度 4 月分	H24、25 年度 5 月分	H25 年度 6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分

下水道事業会計分

検査日	H25. 5. 28	7. 2	8. 2	8. 28	10. 2	10. 30	11. 26	12. 26	H26. 1. 29	3. 3	3. 27
検査実施対象	H25 年度 4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分

エ 決算審査及び基金運用状況審査

市長は、会計管理者から各会計の決算書、基金運用状況書類その他付属書類の提出があったときは、内部審査を行った上でこれを監査委員の審査に付さなければならない。

決算審査及び基金運用状況審査は、決算書等が法令に規定された様式により作成されているか、記載金額等が関係帳簿及び証拠書類の金額と一致しているかどうか等について審査する。

(ア) 審査の対象

- a 平成 24 年度歳入歳出決算書
- b 同歳入歳出決算事項別明細書
- c 同実質収支に関する調書
- d 同財産に関する調書
- e 用品調達基金、土地開発基金、美術品等収集基金、緑地保全基金、広場基金、公共料金支払基金及び収入印紙購入基金運用状況書

(イ) 審査の期間

平成 25 年 7 月 4 日から平成 25 年 8 月 2 日まで

(ウ) 審査意見書提出

平成 25 年 8 月 9 日に監査委員が決算審査意見書を市長に提出した。

オ 健全化判断比率等審査

市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付さなければならない。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、当該比率等の算定が適正に行われたか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査する。

審査の期間及び審査意見書の提出については、決算審査及び基金運用状況審査と同様である。

- カ 住民請求監査
 市民から監査の請求があったときに監査する。
 平成 25 年度は、監査の請求がなく実施していない。

2 外部監査契約に基づく監査

(1) 概要

外部監査契約に基づく監査は、監査委員による監査を補完し、監査機能の一層の充実を図るため、市と外部監査契約を締結した公認会計士等の外部監査人が監査を実施する制度である。

外部監査契約に基づく監査には、包括外部監査契約に基づく監査と個別外部監査契約に基づく監査がある。

(2) 外部監査契約に基づく監査の種類

ア 包括外部監査契約に基づく監査

市長が、毎会計年度、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人が、必要と認める特定の事件（監査テーマ）について、毎会計年度、1 回以上の監査を実施し、監査の結果に関する報告を議会、市長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出し、監査委員が公表する。

包括外部監査人	公認会計士 中元 文徳
契約年月日	平成 25 年 4 月 1 日
公表日	平成 26 年 2 月 7 日
テーマ	ごみ処理事業に関する財務事務の執行について
監査対象期間	平成 24 年度
監査の実施期間	平成 25 年 7 月 9 日から平成 26 年 1 月 29 日まで

イ 個別外部監査契約に基づく監査

市民、市長、議会から監査の請求又は要求に併せて外部監査人による監査を求めることができる制度で、議会の議決などの条件により、その都度、契約を締結し、外部監査人が監査委員に代わって監査を行う。

平成 25 年度は、個別外部監査制度に係る監査の請求又は要求がなく実施していない。